

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の施設使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）により設置された名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）（以下「プラザ本館」という。）の施設使用及び優先使用に関して、条例、名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号。以下「規則」という。）並びに名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱（以下「要綱」という。）に定める範囲内において、必要な事項を定めるものとする。

（施設の利用申込）

第2条 プラザ本館の施設の使用をする場合は、使用しようとする日の属する月の前1月の最初の開館日（規則第3条第2項ただし書きによるときは、要綱第5条第5項で定める日）以後、先着順で受け付ける。受付方法は、要綱に定める使用申込書を直接来所によりプラザ本館に提出するものとする。ただし、使用しようとする日の前年度以降においてプラザ本館の利用が2回目以上となる団体及び個人は、施設予約システム（インターネット）、直接来所、ファクシミリ又は電子メール、での青少年交流プラザ使用予約申込書（要領第1号様式）の提出ができるものとする。

2 要綱第4条第1項の規定により登録された団体は、前項の規定にかかわらず、要綱第4条第2項に定める優先使用抽選申込み及び優先予約申込をすることができる。

（利用登録）

第3条 要綱第4条第1項に定める利用登録にあたっては、次のとおりとする。

(1) 利用登録の申請は、利用団体登録票（要領第2号様式）及び利用団体個人登録票（要領第3号様式）を提出する。また、提出を受けて審査を行う際、プラザ本館の所長は、代表者の年齢が確認できる書類（運転免許証、各種証明書、学生証等）その他必要に応じて確認のための必要書類の提出を求めることができる。

(2) 利用登録は、年度ごとに更新するものとし、次年度の更新については毎年度2月初日から3月末日までに更新することができる。

- (3) 利用登録の申請を受けたときは、申請のあった日から 2 週間以内に登録の可否について決定しなければならない。
- (4) 利用団体登録票の内容に変更があった場合は、利用団体登録変更届出書（第 4 号様式）を提出する。
- (5) 利用登録を行った団体が、利用登録の取消しを行う場合は、利用団体登録取消届出書（第 5 号様式）を提出する。
- (6) プラザ本館の所長は、次に掲げるものに該当するときは、利用登録を取消することができる。
 - ア 条例、規則又はこれらに基づく要綱等の規定に違反したとき。
 - イ 利用団体登録票等、登録時に必要なものについての記載事項や提示したものに虚偽が認められたとき。
 - ウ 利用登録にあたって、異なる団体から提出された利用団体登録票に記載された構成員の過半数が同一である場合若しくは使用の実態にあたって過半数が同一であるとプラザ本館の所長が認めた場合。
 - エ その他プラザ本館の所長が利用登録するに適さないと認めた場合。

（優先使用抽選申込及び予約申込）

第 4 条 要綱第 4 条第 1 項に定める利用登録を行った団体（以下「利用登録団体」という。）がプラザ本館の施設の使用をする場合は次のとおりとする。ただし、規則第 3 条第 2 項の表プレイルーム（分館を除く。）の項第 1 号に定めるプレイルームの使用を除く。

- (1) 優先使用抽選申込ができる期間は、使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この要領において同じ。）の属する月の前 3 月の初日以後からその月の 25 日までとする。
- (2) 優先使用抽選申込は、施設予約システムにより申請するものとする。
- (3) 一申込期間に優先使用抽選申込の申請ができる施設予約数は、1 団体あたり 8 区分（1 区分は 1 つの施設とし、使用時間は音楽スタジオは 2 時間、その他の施設は条例別表第 1 第 1 項の備考 1 (1) アからエに定める 3 時間とする。以下同じ。）とし、同一時間区分で 3 区分とする。
- (4) 一申込期間に競合した利用区分がある場合については、次に定める方法で抽選により利用者を決定する。

ア 使用しようとする日の属する月の前 3 月の 26 日からその月の最終開館日の 1 日前の開館日までの間に、施設予約システムにより抽選を行う。

イ 条例別表第 1 に定める活動室 A のうちプラザ 2 階の部屋について、「区画しない場合」を希望する団体については、「区画する場合」を希望する団体より優先する。

(5) 抽選結果の通知は、施設予約システムによる。

(6) 当選した団体は、当選通知の発送日の翌日から 2 週間以内に施設予約システムから当選を確定させる。また、青少年交流プラザ登録団体優先使用予約申込書（要領第 4 号様式）（以下「優先予約申込書」という。）を、直接来所、ファクシミリ又は電子メールによりプラザに提出することも可能とする。期間内に確定及び申込書を提出されない場合は、当選が無効となる。

(7) 第 4 項により抽選をした後、施設の利用区分が空いている場合は、使用しようとする日の属する月の前 2 月の最初の開館日以後、先着順で予約申込を受付ける。申込の方法は、施設予約システムからの申請又は優先予約申込書を直接来所、ファクシミリ又は電子メールによりプラザに提出するものとする。

（プレイルームの優先使用抽選申込及び予約申込）

第 5 条 利用登録団体にプレイルームの使用を許可するまでの手順及び方法は次のとおりとする。

(1) 優先使用抽選申込ができる期間は、使用しようとする日の属する月の前 9 月の初日以後からその月の 25 日までとする。

(2) 優先使用抽選申込の申請方法は、青少年交流プラザ登録団体優先使用抽選申込書（要領第 5 号様式）（以下「抽選申込書」という。）を直接来所、ファクシミリ又は電子メールによりプラザ本館に提出するものとする。

(3) 一申込期間に競合した予約日がある場合については、当該年度における使用回数の少ない利用登録団体を優先し、使用回数が同一の場合は、次のように利用者の決定を行う。

ア 使用しようとする日の属する月の前 9 月の 26 日から当月の最終開館日の 1 日前の開館日までの間に、抽選をプラザ職員が公開で行う。

イ 抽選結果の通知は、使用しようとする日の属する月の 9 月前の属する月の最終開館日までに当選団体あて通知する。

ウ 当選した団体は、当選通知の発送日の翌日から 2 週間以内に予約申込書を直接来所、ファクシミリ又は電子メールによりプラザ本館に提出するものとする。提出されない場合は、当選が無効となる。

- (4) 前号により抽選をした後、施設の利用区分が空いている場合は、使用しようとする日の属する月の前 8 月の最初の開館日から前 4 月の 25 日までに、先着順で予約申込を受付ける。申込の方法は、優先予約申込書を直接来所、ファクシミリ又は電子メールによりプラザ本館に提出するものとする。
- (5) 予約申込書を提出した団体は、使用しようとする日の属する月の前 4 月の 25 日までに、別に定める使用申込書をプラザ本館に直接提出する。その際に条例に定める使用料を納付する。

(予約受付時間)

第 6 条 第 5 条第 1 項第 4 号に定める先着順の予約受付はプラザ本館の開館時間内で行うものとする。第 2 条、第 4 条第 1 項第 7 号に定める先着順の予約受付は施設予約システムからの申込の場合のみ 24 時間可能とする。その他の申込については、プラザ本館の開館時間内で行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市青少年交流プラザの施設使用取扱要領及び名古屋市青少年交流プラザの施設の優先使用取り扱い要領は廃止する。
- 3 この要領の施行の際現にこの要領による廃止前の名古屋市青少年交流プラザの施設使用取扱要領及び名古屋市青少年交流プラザの施設の優先使用取り扱い要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要領の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。